

長野県告示第42号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
長野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
長野都市計画公園事業 3・3・7号 大豆島公園
- 3 事業施行期間
平成15年12月25日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

都市計画課

長野県告示第43号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成19年1月15日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)変更の届出がありました。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

	売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
新	社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会	安曇野市三郷明盛2198番地1	安曇野市三郷明盛2198番地1 いきいきランド三郷内
旧	社会福祉法人三郷村社会福祉協議会		

会計課

長野県告示第44号

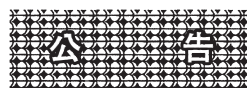
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第16条第2項の規定により、平成19年1月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
山崎 實	安曇野市明科東川手680番地	安曇野市明科東川手680番地

会計課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画地域地区(用途地域)
- 2 縦覧場所
長野県企画局土地・景観課及び飯田市役所

土地・景観課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 都市計画の種類及び名称
飯田都市計画地区計画 川路地区計画
- 2 縦覧場所
長野県企画局土地・景観課及び飯田市役所

土地・景観課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成19年1月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢トライ
- 3 代表者の氏名
伊藤 正昭
- 4 主たる事務所の所在地
松本市清水二丁目11番45号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、身体的・知的・精神的障害をもつ障害者に対して、情報処理技術分野で創造的生産活動を行う就労の実現を通じ、社会において価値ある構成員として評価され正当な対価である収入

を確保し、障害者の私的、社会的自立生活と経済的な自立を図る事業を行い、健全な地域づくり、豊かな人間性に支えられる社会づくりの促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO活動推進課

公告

次の証票は、紛失したので無効とします。

平成19年 2月1日

長野県知事 村井 仁

証票の種類	交付年月日	交付番号	所属	紛失年月日
徴税吏員証	平成18年 4月7日	第75号	長野県上小地 方事務所	平成19年 1月24日

税務課

公告

県営舟ヶ沢地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年 2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成16年 7月21日
- 3 工事の完了年月日
平成18年12月13日

農地整備課

公告

県営大田地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年 2月1日

長野県知事 村井 仁

- 1 土地改良事業の名称
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
- 2 工事の着手年月日
平成10年 8月10日
- 3 工事の完了年月日
平成19年 1月10日

農地整備課

公告

平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成19年 2月1日

長野県知事 村井 仁

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流（南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,097.34 ^{ha}
	土砂流出防備保安林	82.92
千曲川中流（小県郡、上田市、東御市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,665.82
	土砂流出防備保安林	54.72
千曲川下流（埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	1,910.38
	土砂流出防備保安林	331.78
天竜川上流（諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,078.05
	土砂流出防備保安林	547.85
天竜川中流（下伊那郡、飯田市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,172.66
	土砂流出防備保安林	839.22
木曾谷（木曾郡）	水源かん養保安林 干害防備保安林	3,147.15
	土砂流出防備保安林	250.40
中部山岳南部（東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	2,187.29
	土砂流出防備保安林	743.04
中部山岳北部（北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市）	水源かん養保安林 干害防備保安林	204.19
	土砂流出防備保安林	111.66
姫川（北安曇郡のうち白馬村及び小谷村）	水源かん養保安林	322.42
	土砂流出防備保安林	73.60
諏訪郡富士見町立沢字稗ノ底4048ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡清内路村3000の1ほか1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19筆	保健保安林	4.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林整備課

公告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。
平成19年2月1日

長野県知事 村 井 仁

1 募集団地

(1) 県営住宅の所在地等

団地名	所在地	構造	住 戸 規 模	募集戸数
別 所	上 田 市	準耐火木造 2階建	2DKY (シルバーハウジング) 60.2㎡ (和室8帖、洋間10.3㎡)、DK、浴室)	2戸
		準耐火木造 平屋建	2DKY (車イス生活者向け) 61.1㎡ (洋間9.2㎡)、洋間(10.6㎡)、DK、浴室)	2戸

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額

入居者の収入 (月額) (公営住宅法施行令第 1条第3号に規定す る収入)	家 賃 (月 額)	
	2DKY (シルバーハウジング) 60.2㎡	2DKY (車イス生活者向け) 61.1㎡
0 ~ 123,000 円	24,800 円	25,200 円
123,001 ~ 153,000	30,100	30,500
153,001 ~ 178,000	35,600	36,100
178,001 ~ 200,000	41,100	41,700
200,001 ~ 238,000	47,500	48,200
238,001 ~ 268,000	54,500	55,300

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居予定日
長野県上小地方事務所 地域政策課	平成19年2月5日(月)から 平成19年2月9日(金)まで	平成19年4月1日(日)

2 入居等の資格

- (1) 県内に居住し又は勤務場所を有する方
- (2) 原則として、現に同居し又は同居しようとする親族(婚姻予約者を含む。)がある方
- (3) 住宅に困窮している方
- (4) 収入が一定基準以下の方
- (5) シルバーハウジング住宅については、入居者が60歳以上かつ同居者が18歳未満であること等、一定の条件があります。
また、車イス生活者向け住宅については、入居者又は同居者が身体障害者であり、常時車イスを使用していること等、一定の条件があります。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書(用紙は、最寄りの地方事務所又は長野県ホームページにあります。)
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類
- エ その他事実を証明する書類
 - ・ 婚姻予約者は両親等関係者の証明書
 - ・ 車イス生活者向け住宅応募者は、車イス使用を証する書類(障害者手帳の写し等)
 詳細はお問い合わせください。

(2) 申込戸数

1世帯につき、1戸

4 選考方法及び入居の許可

申込者の数が募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選考し、入居を許可します。

5 その他

この募集についての問合せは、長野県上小地方事務所地域政策課又は長野県住宅部住宅課にしてください。

住 宅 課

公告

中信平土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成19年2月1日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理 事

新 任

氏 名	住 所
齋 藤 清	東筑摩郡山形村6186番地
上 條 照 夫	東筑摩郡朝日村大字古見2569番地
倉 田 勝 功	松本市梓川梓835番地

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月1日

長野県立須坂病院長 齋 藤 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立須坂病院清掃業務委託一式
- (2) 役務の特質
長野県立須坂病院の清掃作業
- (3) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当することとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局総務係
電話 026 (245) 1650 内線 3110
- 4 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月15日 午後2時
イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階講堂
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年3月14日 午後5時
イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)
長野県立須坂病院 事務局総務係
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月1日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立須坂病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

- (1) Nature of the service to be purchased:
Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Suzaka Hospital building
- (2) Contract duration:
From April 1,2007 until March 31,2008
- (3) Place where the service takes place:
Nagano Prefectural Suzaka Hospital
Address: 1332 Oaza-Suzaka Suzaka City Nagano Prefecture
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Administrative Office, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
1332 Oaza-Suzaka Suzaka City Nagano Prefecture
TEL 026-245-1650 ext.3110
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00 PM March 15, 2007
Place: Hall on the Fourth Floor of North Building, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:
Time: 5:00 PM March 14, 2007
Place: General Affairs Section, Administrative Office, Nagano Prefectural Suzaka Hospital
1332 Oaza-Suzaka Suzaka City Nagano Prefecture
382-0091

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月1日

長野県立こども病院長 宮坂勝之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立こども病院清掃業務委託一式
- (2) 役務の特質
長野県立こども病院の清掃作業
- (3) 履行期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

- (4) 履行場所
安曇野市豊科3100
長野県立こども病院
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15各号に掲げる基準に適合している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

安曇野市豊科3100
長野県立こども病院 経営管理部
電話 0263(73)6700 内線 3028

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年3月15日 午前11時
イ 場所 長野県立こども病院 南棟2階会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成19年3月14日 午後5時
イ 場所 安曇野市豊科3100(郵便番号 399-8288)
長野県立こども病院 経営管理部
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月1日(木)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県立こども病院長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature of the service to be purchased:

Commissioned cleaning service for the Nagano Prefectural Children's Hospital building

(2) Contract duration:

From April 1,2007 until March 31,2008

(3) Place where the service takes place:

Nagano Prefectural Children's Hospital
Address: 3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture

(4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:

Administrative Office, Nagano Prefectural Children's Hospital
3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture
TEL 0263-73-6700 ext.3028

(5) Time and place for the tender:

Time: 11:00 AM March 15, 2007

Place: Meeting Room on the Second Floor of South Building, Nagano Prefectural Children's Hospital

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery place:

Time: 5:00 PM March 14, 2007

Place: Administrative Office, Nagano Prefectural Children's Hospital
3100 Toyoshina Azumino City Nagano Prefecture
399-8288

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年2月1日

長野県千曲川流域下水道建設事務所長

城之内 高志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県千曲川流域下水道建設事務所南保庁舎機械警備業務委託

(2) 役務の特質

警備対象施設の火災報知器及び防犯感知器と受託者の管制センターを専用回線で結ぶ機械警備

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所南保庁舎

(5) 入札方法

価格の総額を1年間当たりの額に換算した額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書を同公安委員会に提出した者で長野市内に主たる営業所又はその他の営業所を有する者であること。

(5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書を長野県公安委員会に提出した者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成19年2月1日から平成19年2月9日までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11

長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課

電話 026 (224) 3652

4 入札手続等

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札説明会
実施しません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年2月20日 午前10時
イ 場所 長野県千曲川流域下水道建設事務所
3階301号会議室
- (4) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成19年2月19日 午後5時(必着)
イ 提出場所 郵便番号 380-0917
長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11
長野県千曲川流域下水道建設事務所 総務課
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、同入札説明書に定められた期限及び場所に提出してください。この場合において、入札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、説明してください。
- (8) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水対策課